## 公立大学法人首都大学東京中期目標【第二期】(平成 22 年 6 月)

### <中期目標の基本的な考え方>

東京都は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)を設立した。

法人は、この使命を達成するため、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の三つの高等教育機関を管理運営している。

数多くの教育機関が存在する東京において、これら三つの教育機関は、東京都が設立した教育機関として、様々な取組を通じて、都民の負託にこたえていかなければならない。すなわち、公的な教育機関として、次代の東京を担う人材を育成するとともに、東京都が抱える諸課題を見据えた教育研究に取り組み、東京都のシンクタンクとしての役割を果たすこと、東京に立地する大学や研究機関等と連携し、地域社会の発展に貢献することが求められている。

各教育機関が、それぞれの特性を生かした学校運営を行い、教育研究や社会 貢献を通じて地域社会の発展・向上に寄与するとともに、法人が教育機関相互 の連携・協力を推進することにより、法人全体としての存在意義をより一層高 めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、指示する。

#### <公立大学法人首都大学東京の基本的な目標>

首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校が、東京都の教育機関として、その存在意義を都民に示していくためには、各教育機関の構成員一人ひとりが、それぞれの教育機関に期待される「公立」としての役割を深く認識し、都民にとって価値あるものとなるよう、日々の教育研究に取り組んでいかなければならない。

また、法人は性質の異なる三つの教育機関を運営しているが、これは、他の国立大学法人や公立大学法人にはない特性である。求める学生像や教育研究内容は異なるものの、「大都市における人間社会の理想像の追求」という使命の実現に向けて、三つの教育機関が連携・協力し、法人全体として効果的な事業展開を図っていくことが重要である。

こうした考えに基づき、今回の中期目標においては、以下の重点取組事項を定める。

#### ■ 重点取組事項

① 大都市の活力の源泉となる人材の確保・育成・輩出

法人の主要な役割の一つは、大都市課題の解決に貢献する意欲と能力を備えた人材の育成であるが、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校では、教育課程や教育内容をはじめ、学生の年齢層等は異なる。

各教育機関においては、求める学生像を明確にし、質の高い学生の確保に努め、大都市東京を将来にわたって支える有為な人材を確実に育成・輩出していく。

また、質の高い人材をより幅広く確保するため、女性や障害者、外国人等、多様な人々が差異を意識することなく学び、研究することができる環境を整備していく。

② 教育研究機関、自治体、企業等、多様な機関との連携

法人には、教育研究の成果を活用し、東京都のシンクタンクとして東京都が直面する様々な課題の解決に貢献することが求められている。

既存分野の専門化が進み、多くの新たな学問分野が生まれている中で、限られた資源を活用して有意義な成果を得るためには、東京都が抱える課題を踏まえ、重点的かつ戦略的な取組を進めることが必要である。

その上で、複雑化・高度化する大都市の課題に的確かつ迅速に対応するため、他大学や自治体、企業等との連携・協力を推進していく。

### ③ グローバルな視点に立った教育研究の推進

人や情報が国境を越えて行き来し、環境、エネルギー問題等、多くの課題について地球的規模での対応が求められる中で、教育研究の質を維持・向上していくためには、グローバルな視点に立った取組が不可欠である。

文化や習慣の異なる人々との交流を通じて、広い視野と豊かな受容性をもつ人材を育成するため、学生の留学支援や外国人留学生の受入れ、在住外国人との交流等、各教育機関の状況にあわせた取組を推進する。

また、諸外国の大学や研究機関等と連携・協力し、都市に共通する課題について研究を進めていく。とりわけ、東京都の教育機関として、東京都の施策を踏まえ、アジア諸都市の大学や研究機関等との連携を推進し、大都市に共通する課題の解決に貢献していく。

法人においては、この目標の達成に向け、中期計画・年度計画を策定し、計画的・効率的な運営に努めなければならない。計画にはできる限り具体的方策や数値目標、指標等を定め、着実な実施を図るとともに、実績を評価・検証し、必要に応じて見直しを行い、絶えず自己改善を図る。

### I 中期目標の期間及び教育研究組織

- 1 中期目標の期間
  - 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織 別表のとおりとする。

## Ⅱ 首都大学東京に関する目標

1 教育に関する目標

広く国内外で起きている様々な事象に関心を持ち、都市社会の課題を発見し、その解決に向けてリーダーシップを発揮する人材を育成する。

学部においては、幅広い教養と専門的な知識をバランスよく有し、都市社会が抱える様々な課題を発見し、その解決に意欲的に取り組む人材を育成する。

大学院においては、高度な専門的知識を有する職業人や、学術研究の最前線で活躍する研究者等、高度な知的社会基盤を支える人材を育成する。

#### (1) 教育の内容等に関する目標

- アドミッション・ポリシーに基づいて質の高い学生を確保するため、 選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直 しや改善を図る。
- 大都市課題の解決に意欲を持ち、社会に積極的に貢献する人材を、幅 広く募集する。
- 意欲ある学生を積極的に受け入れるため、東京都立産業技術高等専門 学校や都立高校等との連携を強化する。
- 学生が、普遍的・体系的な知識を修得するとともに、それを基礎として課題解決能力や実践的思考力を身につけることができるよう、国内外の学術動向や社会状況を踏まえながら、教育内容を適宜見直す。
- 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、他大学や企業等と連携する等、多様な学修機会の確保に努める。
- 国際的な知見を深め、異文化への理解力を育成するため、国際交流協 定校の拡充等、グローバル化に適合した教育機会の充実に努める。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標

○ 学部や研究科の枠を越え、組織一丸となって大学教育改革を推進する

体制を整備する。

- 学術研究の動向や新たな社会ニーズに迅速かつ的確に対応するため、 既存の枠組みを越えて広く学内外に人材を求めるなど、教育の実施体制 を不断に見直す。
- 大学の使命を達成するとともに、社会ニーズ・学生ニーズに的確にこ たえるため、教育の質の検証・改善に不断に取り組む。
- 教育内容や成績評価に対する信頼を確保するため、シラバスや成績評価基準を適切に公表する等、大学教育の透明性の向上に努める。

## (3) 学生支援に関する目標

- 学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会 状況等を踏まえた支援体制や仕組みを整備する。
- 学生が、自ら目指すべき将来像を明確にし、その実現に向け、計画的な履修や適切な進路選択ができるよう、学修支援や就職支援をきめ細かく行う。
- 学生を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、メンタルヘルスへの対応や、 感染症対策・薬物対策等、心身の健康に関する相談・支援を強化する。
- 学生が、経済的により安定した環境で学修に取り組めるよう、授業料減免等の経済的支援を適切に行う。
- 障害をもつ学生が、安心して学生生活を送ることができるよう、それ ぞれの学生の状況に応じた支援を行う。
- 〇 外国人留学生が良好な環境で学修できるよう、学内のみならず、生活面においても支援の充実を図る。
- 多様な経験を通じて豊かな人格形成が行われるよう、学内外における 学生の活動を幅広く支援する。

#### 2 研究に関する目標

- (1) 研究の内容等に関する目標
  - 大学の使命を達成するため、長期的な視点から基盤的研究を深化・発展させるとともに、戦略的な視点から社会ニーズを踏まえた先端的・学際的な研究を推進する。
  - 国内外の学術研究の動向を踏まえ、東京都の大学として重点的に取り 組む分野をグローバルな視点から定め、人的・財政的資源を集中的に投 入して研究水準の向上を図る。
  - 大都市課題に先駆的に取り組む大学として、複雑化・高度化する大都市課題を分野横断的に把握・分析し、施策を提案する等、大学の研究成果を東京都のみならず、アジアの諸都市等に積極的に還元する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 学術研究の動向や社会ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、組織の枠組みを越えて研究体制を適宜見直す。
- 重点分野については、国際的な研究を推進し、確実な成果につなげる ため、必要に応じて学外からの人材登用や国内外の研究機関との共同研 究・人材交流等を行う。
- 女性研究者や障害をもつ研究者、外国人研究者等が安心して研究に取り組めるよう、ソフト・ハード両面において研究環境を整備する。

### 3 社会貢献等に関する目標

- (1) 都政との連携に関する目標
  - 〇 様々な大都市課題について分野横断的な体制で分析・検討を行い、多角的なアプローチや効果的な施策を提案する等、東京都や区市町村の課題解決に積極的に貢献する。
  - 複雑化する都市課題の解決に向け、東京都や区市町村が実効性のある 施策を立案・実施できるよう、公共政策部門における高度専門人材の育 成を支援する。
  - 東京都の試験研究機関や文化施設等との連携を強化し、東京都が有する知的資源を活用して、都市課題の解決や社会の発展に寄与する。

## (2) 社会貢献等に関する目標

- 大学が有する多様な資源を活用し、新産業の創出、製品開発や人材育 成等、東京の産業振興に貢献する。
- 社会が必要とする高度専門人材の養成や、都民の学び直しのニーズにこたえるため、社会人リカレント教育を充実する。
- 都民の学習ニーズや企業の人材育成ニーズを広く把握し、オープンユニバーシティ等において、時機をとらえた事業を企画・実施するとともに、より多くの都民等が利用できるよう実施方法を改善する。

#### Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標

1 教育に関する目標

専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する意欲と能力を持つ高度専門技術者を育成する。

## (1) 教育の内容等に関する目標

- アドミッション・ポリシーに基づいて質の高い学生を確保するため、 入学者選抜の成果を検証し、入試広報や選抜方法の改善を図る。
- 産業界で必要とされる知識と技術を活用するための業務遂行能力(コ

ンピテンシー)を明確にし、個々の学生の経験等にも配慮した実践的な 教育を通じて修得させる。

〇 産業界と連携し、現場のニーズを教育内容に反映させるよう努めるとともに、ビジネス動向を踏まえてPBL(問題解決型学習)教育を検証・改善する等、実践的な教育を推進する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標

- 企業や他大学等との連携を推進し、現場実習の場や実務家教員を確保する等、より実践的・効果的な教育を行う体制を整備する。
- 意欲ある若い世代に、より高度な専門知識や技術を学ぶ機会を提供するため、教育研究における東京都立産業技術高等専門学校との連携を強化する。
- 〇 教育内容や教育成果に関する評価と、それに基づく改善に不断に取り 組み、教育の質の向上を図る。

## (3) 学生支援に関する目標

- 高度専門職業人を育成する専門職大学院の役割を踏まえ、社会人学生 に配慮した学修環境を整備するとともに、修了後も必要に応じて学び直 しができる仕組みを整える。
- 学生が必要な知識や技術を確実に修得し、産業界で活躍できるよう、学生の適性や就労経験等を踏まえたキャリア形成支援を行う。

#### 2 研究に関する目標

- 産業界の人材育成ニーズや技術動向、修了生の活動状況等を踏まえ、 高度専門技術者の育成に資する研究を推進する。
- 現場のニーズを研究に反映させる仕組みを整備するとともに、広範かつ高度な研究を実現するため、企業や教育研究機関等との連携を強化する。

#### 3 社会貢献等に関する目標

#### (1) 都政との連携に関する目標

- 〇 専門職大学院として培ったノウハウを生かし、東京都や区市町村の課題解決に向け、より現実的・実践的な施策提案や事業協力を行い、地域社会の発展に貢献する。
- 大学の知的資源を活用し、業務遂行に必要な実践的な能力を身につけられるよう、東京都や区市町村の職員等の人材育成を支援する。

## (2) 社会貢献等に関する目標

- 専門職大学院の機能やノウハウを活用し、中小企業の人材育成や製品 開発を支援するとともに、産業界や研究機関との共同研究や人材交流を 進め、東京の産業振興に貢献する。
- 広く社会人を対象にキャリアアップや学び直しを支援するため、働き ながらでも学びやすい学修システムの構築や環境整備に取り組む。

### Ⅳ 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標

1 教育に関する目標

16歳からの実践的な教育を通じて、工学的知識・技術を総合的に活用することができる応用力と創造力をかん養し、首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成する。

本科においては、科学技術の高度化、複合化、グローバル化に迅速に対応できる応用力、創造力を有した実践的技術者を育成する。

専攻科においては、より深く精緻な知識と技術を教授し、専門分野における研究を指導することにより、総合的実践的技術者を育成する。

## (1) 教育の内容等に関する目標

- 意欲ある学生を幅広く確保するため、志願者の動向や社会ニーズも踏まえ、入学者選抜の見直しや改善を図る。
- 〇 技術革新や産業界のニーズ等を踏まえ、実践的な知識・技術を修得できるよう、教育内容を不断に検証し、必要に応じて改善する。
- 学生がより具体的な目標をもち、その実現に向けて必要な知識・技術 を修得できるよう、インターンシップや現場体験等実践的な教育を推進 する。
- 〇 ものづくり産業のグローバル化に対応できるよう、英語力の向上や異文化への理解力の養成等、基礎的な教育の充実を図る。
- 産業技術大学院大学との連携を強化し、より体系的な知識・技術を学 ぶ機会を拡充する。

#### (2) 教育の実施体制等に関する目標

- 〇 地元企業等との連携を強化し、技術革新や産業界のニーズを教育内容 に反映させる等、より実践的な教育を推進する体制を整備する。
- 教育内容や教育成果について、定期的に評価・点検を行う仕組みを整備し、それらに基づいて教育の質の向上に不断に取り組む。

## (3) 学生支援に関する目標

- 学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学生サポートセンター等法人全体の機能も活用して相談・支援体制を充実する。
- 学生が目的や適性に応じたカリキュラムを選択・履修し、将来に向けて必要な技術や知識を修得できるよう、学修支援や就職支援をきめ細かく行う。
- 〇 学生が、経済的により安定した環境で学修に取り組めるよう、授業料減免等の経済的支援を適切に行う。

#### 2 研究に関する目標

- 産業界のニーズや東京都の施策等を踏まえ、ものづくりスペシャリストの育成に資する研究を推進する。
- 法人内の大学や東京都の試験研究機関、地元企業等と連携し、研究体制の充実を図る。

### 3 社会貢献等に関する目標

- (1) 都政との連携に関する目標
  - 東京都や地元自治体に対して、事業提案・事業協力を積極的に行い、 地域の課題解決に貢献する。
  - 東京都や区市町村、地域の小中学校と連携し、東京の産業を支えるも のづくり人材を育成・確保するための取組を行う。
- (2) 社会貢献等に関する目標
  - 地元企業との連携を引き続き推進するとともに、産学公連携センター の機能を活用し、より幅広い活動を展開する。
  - 主に社会人技術者を対象として、学び直しのための場を提供し、地元 企業の人材育成を支援する。

#### V 法人運営の改善に関する目標

- 1 組織運営の改善に関する目標
  - 三つの高等教育機関を有する法人として、その特性を生かした戦略的 な組織運営を行うため、理事長を中心とした経営陣のマネジメント体制 を強化する。
  - 公的な高等教育機関に求められる事業を機動的・戦略的に実施するため、それぞれの教育機関において学長・校長がリーダーシップを発揮しやすい体制を整備する。

- 意思決定の迅速化や責任の明確化を図るため、法人及び各教育機関の 意思決定プロセスを検証し、組織の簡素化等を進める。
- 設置理念に基づき、教育研究の質を維持向上していくため、時代変化 や社会ニーズを踏まえて教育研究組織の検証や見直しを行うとともに、 法人運営を支える事務組織についても適時適切に見直していく。
- 教員一人ひとりがその能力を十二分に発揮し、質の高い教育研究を実現できるよう、引き続き、任期制・年俸制・評価制度を基本とする教員人事制度を適切に運用するとともに、優秀な人材を確保・育成するために、様々な創意工夫を行う。
- 法人の自律的な運営の核となる固有職員を確保・育成するため、計画的な採用を進めるとともに、人事考課制度の適正な運用や研修の充実を図る。

## 2 業務執行の効率化に関する目標

〇 事務処理方法の改善や執行体制の見直し等に努め、業務執行の一層の 効率化を推進する。

### VI 財務運営の改善に関する目標

- 1 自己収入の改善に関する目標
  - 法人運営の安定性と自律性を高めるため、外部資金獲得に向けた体制 強化や収入源の多様化等を図り、自己収入の改善に努める。
  - 主要な自己財源である学生納付金については、社会状況や他の国公立 大学の水準等も見定めながら、適切な額を設定していく。
  - 独自事業の実施に当たっては、ニーズの精査、利用者負担金の適切な 設定等、収支バランスへの配慮に努める。

## 2 経費の節減に関する目標

〇 標準運営費交付金が毎年度 1.0%減となることを踏まえ、中長期的な 視点で自律的な運営を行い、経費の節減等効率化を進める。

#### 3 資産の管理運用に関する目標

- 〇 学内施設や知的財産等、法人が保有する資産については、適正に管理 し、できる限り有効活用を図る。
- 法人が保有する資金については、適正に管理するとともに、安全かつ 効率的に運用する。

## Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

- 1 自己点検・評価等に関する目標
  - 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人運営全般について、継続的に見直しや改善を図る。

## 2 情報提供等に関する目標

- 公共性を有する法人として、法人運営の透明性を確保するとともに、 社会に対する説明責任を果たすため、積極的に情報を開示する。
- 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係規定の整備や職員研修を実施し、情報管理を適正に行う。
- 法人の教育研究の成果や実施事業について、広く社会に周知すること により法人資源の社会的な活用を促進し、東京都の教育機関としての存 在意義を高める。

## Ⅲ その他業務運営に関する重要目標

- 1 施設設備の整備・活用等に関する目標
  - 〇 学生や教員が、快適な環境で安定的に学修や研究に取り組めるよう、 限られた財源を有効に活用し、施設設備を計画的・効率的に整備・更新 する。
  - 〇 地域社会のニーズ等も踏まえ、施設の貸出しや一般開放等、法人施設 の有効活用を推進する。

#### 2 安全管理に関する目標

- 〇 学生や教職員が安全かつ快適に活動できるよう、各キャンパスの実態 に即して、安全管理を徹底する。
- 〇 震災や新興・再興感染症等に備え、周辺地域の状況も踏まえた対応策 を検討・策定するとともに、必要に応じて随時見直しを行う。
- 〇 リスク管理を徹底するとともに、事故や災害が発生した場合に適切かつ迅速に対応できるよう、教職員や学生に対する安全教育の推進や関係機関との連携強化を図る。

## 3 社会的責任に関する目標

(1) 環境への配慮に関する目標

○ 法人の社会的責任や東京都の施策、関係法令等を踏まえ、法人運営 全般において環境への配慮に努める。

### (2) 法人倫理に関する目標

- 法令遵守や人権尊重を徹底し、学生や教職員にとって快適な学修環境・職場環境を実現するとともに、法人に対する社会の信頼を確保する。
- 〇 研究実施に当たっては、社会的責任に十分に留意し、教員の倫理意 識の確立と倫理的配慮を確保していく。

#### 4 国際化に関する目標

- 〇 国際的な競争力のある教育研究を実現するため、法人として国際化 の方針を検討・策定し、それに基づいて推進体制を整備する。
- 各教育機関が、それぞれの特性に応じて教育研究の国際化に取り組むとともに、学生や教員に対する適切な支援を行う。
- 東京都の施策を踏まえ、都市問題のスペシャリストとして、アジア 諸都市の課題解決に貢献するため、アジアの大学や研究機関との連携、 アジア人留学生の受入れ等を積極的に推進する。

# 〔別 表〕

## 1 首都大学東京

学 部
都市教養学部
都市環境学部
システムデザイン学部
健康福祉学部
大学院
人文科学研究科

人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科

## 2 産業技術大学院大学

大学院 産業技術研究科

# 3 東京都立産業技術高等専門学校

学 科ものづくり工学科専攻科創造工学専攻